

農用地区域内の農地の用途区分変更の手続きについて

農用地区域内の農用地を農業用施設にするなど、農業上の用途を変更する場合は、農振除外は不要ですが、農用地区域の農地の用途区分変更の手続きが必要となります。

農業用施設とは、畜舎、堆肥舎、温室、農産物貯蔵施設、農産物集出荷施設、農畜産物の加工施設、農畜産物の販売施設、農機具格納庫等をいいます。

用途区分変更を行っても、農振農用地であることに変わりありませんが、農地法で定義する農地(耕作の目的に供される土地)ではなくなるため、農地転用が必要な場合があります。

変更要件！

- ① 申出する面積が計画する施設からみて適当で、1haを超えないこと。
※申出する面積が1haを超える場合、軽微変更に該当しなくなるため、用途区分変更されるまでに更なる期間を要しますので、事前にご相談ください。
- ② 他の農地の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼさないこと。
- ③ 農地法に基づく転用許可やその他法令の許可等の見込みがあること。

○提出書類

1. 農用地区域内の農地の用途区分変更申出書
2. 農地転用図(別紙2)
施設配置図、土留工事等計画図、建物又は工作物の配置計画図
位置図、公図(写し)
3. 登記事項証明書(全部)
4. 申出地の写真(2方向以上)
5. 土地所有者等(隣接地・生産組合長)からの同意書、委任状等

※ 国等の補助金(多面的・中山間)の交付対象地でないことを確認の上、提出してください。

○手続き期間

・2ヵ月程度

※申出内容により、手続きに要する期間が前後する場合があります。

【問合せ先】

農林水産課 農業振興地域担当

電話:0767-53-8422